

◎厚生労働省より令和4年9月5日に公布された「保医発0905 第1号」により、10月1日から「電子的保健医療情報活用加算」は廃止され、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されることとなりました。それに伴い、「調剤報酬請求事務専門士公式テキスト第18版」について、下記の通り、差替え・追記をお願いいたします。

1) P.86 表 「◎時間外加算等を算定する場合～」 差替え

加算できないもの	加算できないもの
嚙下困難者用製剤加算	嚙下困難者用製剤加算
麻 向 覚 原 毒加算	麻 向 覚 原 毒加算
自家製剤加算	自家製剤加算
計量混合調剤加算	計量混合調剤加算
調剤管理加算	調剤管理加算
重複投薬・相互作用等防止加算	重複投薬・相互作用等防止加算
電子的保健医療情報活用加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算

2) P.87 表 削除

【薬学管理料欄】	項目/算定要件等	点数	略号
電子的保健医療情報活用加算	オンライン資格確認システムを活用し、患者に係る薬剤情報等を取得し、調剤を行った場合（月1回）	3点	電情
	【令和6年3月31日まで】 オンライン資格確認システムにより、患者に係る薬剤情報等の取得が困難だった場合（3月1回）	1点	電情困

3) P.87 表 差替え

【薬学管理料欄】	項目/算定要件等	点数	略号
医療情報・システム基盤整備体制充実加算	施設基準を満たす保険薬局で調剤を行った場合（6月に1回）	3点	医シA
	マイナンバーカードを活用して調剤を行った場合（6月に1回）	1点	医シB

	変更箇所	
	現行	10/1～変更
4	P.1382) 調剤技術料の時間外加算等 イ L5 (削除) 電子的保健医療情報活用加算	(差替) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算
5	P.147 1 調剤管理料 (7) オ オンライン資格確認システム	(追記) オンライン資格確認等システム
6	P149◎ポイント-調剤管理料 6番目の●	◎医療情報・システム基盤整備体制充実加算を追記
7	P.218 別表 1 (1) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで
8	P.219 (2) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで
9	P.220 (3) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで

## 10) P.152～153の③をすべて下記に差し替え

### ③医療情報・システム基盤整備体制充実加算

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	3点（6月に1回限り）
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	1点（6月に1回限り）
注 6 調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により患者に係る薬剤情報を取得等した場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を所定点数に加算する。	

- ア 医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を算定する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を算定する。
- イ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険薬局においては、以下の事項について薬局内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
- (イ) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
  - (ロ) 当該保険薬局に処方箋を提出した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行うこと。
- ウ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険薬局においては、区分10の3服薬管理指導料の2(3)イ(イ)から(ホ)までに示す事項を参考に、患者から調剤に必要な情報を取得し、薬剤服用歴等に記載すること。



## 第97の3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

### 1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項について、当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
  - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
  - イ 当該保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行うこと。

### 2 届出に関する事項

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はない。

## 厚生労働省Q&A～医療情報・システム基盤整備体制充実加算～（令和4年9月5日別添3）

(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算についての施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。
(答)	別紙を参照されたい。 別紙：厚生労働省ホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf</a>
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格

	確認を導入し、運用開始日の登録を行った上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。
(答)	そのとおり。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。
(答)	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。なお、薬剤服用歴等に、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった旨を記載すること。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が薬剤情報等の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。
(答)	いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。
(答)	例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該保険薬局のホームページへの掲載</li> <li>・ 当該保険薬局の所属する同一グループのホームページへの掲載（この場合、当該施設基準を満たす保険薬局名が確認できるようになっている必要がある）</li> <li>・ 自治体、地域薬剤師会等のホームページ又は広報誌への掲載</li> <li>・ 薬局機能情報提供制度等への掲載等が該当する。</li> </ul>
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、当該加算が算定できないタイミングにおいても、当該加算の算定に係る薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を実施する必要があるということでしょうか。
(答)	よい。なお、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により情報を取得した場合は必ずしも当該情報の全てを薬剤服用歴等に記載する必要はないが、少なくともその旨を薬剤服用歴等に記載する必要がある。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、同加算1を算定する患者について、6月以内に同加算2は算定可能か。また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する患者について、6月以内に同加算1は算定可能か。
(答)	いずれも不可。

## ◎ポイント — 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

令和5年4月からの「オンライン資格確認システム導入の原則義務化」を踏まえ、電子的保健医療情報活用加算は廃止され、令和4年10月から医療情報基盤整備体制充実加算が新設されました。

- 施設基準：
  - ①電子情報処理組織を利用した診療報酬請求を行っている。
  - ②オンライン資格確認を実施する体制を有している。（運用開始日をポータルサイトに登録）
  - ③薬局の見やすい場所及びホームページ等への下記事項の掲示。
    - ・オンライン資格確認を行う体制を有していること
    - ・患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得、活用して調剤を行うこと

- 算定要件：施設基準を満たし、必要に応じて患者に対して説明をすること。
    - ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（6ヶ月に1回 3点）・・・マイナンバーカードを活用して調剤を行わない場合
    - ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（6ヶ月に1回 1点）・・・マイナンバーカードを活用して調剤を行った場合
- ※ 服薬管理指導料で求められる患者の情報を参考に、患者から調剤に必要な情報を取得し、薬剤服用歴へ記載することが求められる。

- ◎ オンライン服薬指導の施設基準及び算定要件について、令和4年9月30日に厚生労働省より通知が公布されました。それに伴い、「調剤報酬請求事務専門士公式テキスト第18版」について、下記の通り、差替え・追記をお願いいたします。

P.160 ◎ポイント-オンライン服薬指導のルール改正について 削除  
差替え

●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）

令和4年9月30日の厚生労働省令第137号の公布により、オンライン服薬指導の施設基準及び算定要件は下記の通り改定されました。それを踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和4年3月31日付け薬生発0331第17号）の一部取扱いを改め、オンライン服薬指導の実施要領も別添の通り定められました。（QRコード参照）

- 実施方法：患者の求めに応じて、薬剤師の判断と責任で行う（初診の患者も可能）
- 通信方法：映像及び音声により相手の状態を確認しながら通話できる方法
- 薬剤師：かかりつけ薬剤師・薬局による実施が望ましい
- 服薬指導場所：薬局内及び当該薬局の調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所  
※ただし、薬局内以外で行う場合は、下記の点に留意すること
  - ・患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合
  - ・患者のプライバシーに配慮がなされていること
  - ・オンライン服薬指導開始後に患者から対面への移行の要望があった場合に、対応可能であること
  - ・オンライン服薬指導を行う薬剤師が適切な判断が困難となる場所では行わないこと
  - ・オンライン服薬指導にあたる薬剤師は、当該薬局に所属している者であること
  - ・オンライン服薬指導を行う薬剤師が必要な情報を得られるよう、患者の調剤内容の共有を可能とする措置を講じること
- 初診の場合に実施できないもの：
  - ・麻薬及び向精神薬の処方
  - ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品の処方
  - ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方



厚生労働省Q&A～オンライン服薬指導の実施要領～（令和4年9月30日別添）追記

(問)	薬局に薬剤師が1人しかいない場合（いわゆる一人薬剤師の場合）に、又は薬局が開いていない時間帯に、自宅等から服薬指導することは差し支えないか。
(答)	薬局外で服薬指導を行うに当たっては、変更調剤が生じた場合等を踏まえ、服薬指導を行う薬剤師とは別に薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる必要があります。そのため、他の薬剤師が薬局外で服薬指導を行う場合には、薬局開局時間帯であり、かつ、薬局内に1名以上の薬剤師が調剤に従事する状況である必要があります。
(問)	「労務を提供している薬剤師」とあるが、週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の条件はあるか。
(答)	週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の雇用形態について特段の制限はありませんが、薬局外で服薬指導を行う薬剤師については、労務を提供している薬局での実地において調剤等に当たっている又は当たっていた薬剤師を想定しています。
(問)	薬局外で薬剤師が服薬指導を行うにあたり、薬局開設者としてはどのような対応をとる必要があるか。
(答)	薬局開設者としては、医薬品医療機器等法第9条の4に基づき、薬局外で薬剤師が服薬指導を行う場合には、薬局内で服薬指導を行う場合と同様に、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導を適切に行わせる必要があります。

(問)	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第13号において、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていることが求められているが、オンライン服薬指導を行う場合には、オンライン服薬指導に係る内容を含める必要があるということか。
(答)	ご指摘のとおり、オンライン服薬指導を行う場合には、体制省令第1条第1項第13号に基づき講じる措置にオンライン服薬指導に係る内容を含める必要があります。